識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該認定指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒等の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。）に応じ、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

４～10　（略）

２～16　（略）

第13～第15　（略）

○総務省告示第百二十五号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五百三号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金　額
常時介護を要する状態	［一　略］	［略］
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が九万七百九十円以下であるときに限る。）	月額九万七百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	［一　略］	［略］
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万五千四百円以下であるときに限る。）	月額四万五千四百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

改　正　前

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金　額
［同上］	［一　同上］	［同上］
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下であるときに限る。）	月額八万五千四百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
［同上］	［一　同上］	［同上］
	二　一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。）	月額四万二千七百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

備考　表中の［　］の記載は注記である。